

県南広域振興局長告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年10月4日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 ゆだ錦秋湖停車場線
- 2 供用開始の区間 和賀郡西和賀町耳取49地割98番5地先から122番13地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年10月4日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 令和6年10月4日から同年11月5日まで